

## 道路運送法施行規則等の一部を改正する省令等について

### I. 背景

#### (自動運転関係事項)

令和 4 年 4 月、道路交通法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 32 号）が成立し、令和 5 年 4 月から、いわゆるレベル 4 に相当する運転者が不在の状態での自動運転（以下「特定自動運行」という。）を行うことが可能となる。

国土交通省自動車局では、令和 4 年 6 月に「自動運転車を用いた自動車運送事業における輸送の安全確保等に関する検討会（以下「自動運転検討会」という。）」を立ち上げ、旅客/貨物自動車運送事業者が従来と同等の輸送の安全等を確保しつつ、自動運転車を用いて事業を行うことを可能とするために具体的に講ずべき事項等について検討を行い、令和 5 年 1 月にその結果をとりまとめた。

また、いわゆるレベル 3 に相当する自動運転（一定条件下ではシステムが全ての運転操作を行い、システムの作動継続が困難な場合には運転者が運転操作を行うもの）についても、今後の発展が見込まれており、特定自動運行とあわせてその実態を把握することが必要である。

これらを踏まえ、旅客/貨物自動車運送事業者が自動運転車を用いて事業を行う場合に講ずるべき輸送の安全確保に関する措置及び実施すべき手続き等を規定するため、道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）等について所要の改正を行う。

#### (遠隔点呼・業務後自動点呼関係事項)

自動車運送事業における運行管理については、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）の体系において、輸送の安全の確保のため、運送事業者において、営業所に運行管理者を配置し、原則として対面で運転者に対する点呼や運行中の必要な指示等を行うことが求められている。

他方、近年、運行管理に活用可能な情報通信機器（ICT）の発展が目覚ましく、国土交通省自動車局では、令和 3 年 3 月に産学官の有識者で構成された運行管理高度化検討会を設置し、ICT を活用した運行管理の高度化に向けた検討を進めてきた。

今般、運行管理高度化検討会において、ICT を活用した点呼の実施に係る機器・システム等の要件がとりまとめられたことを踏まえ、対面によらない点呼について法令に規定するため、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）及び貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成 2 年運輸省令第 22 号）について所要の改正を行う。

### II. 改正の概要

#### (1) 事業の許可申請の際の申請事項等への自動運行に係る事項の追加

道路運送法施行規則、貨物利用運送事業法施行規則（平成 2 年運輸省令第 20 号）、貨物自動車運送事業法施行規則（平成 2 年運輸省令第 21 号）及び国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成 26 年国土交通省令第 33 号）について以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 自動運行（レベル 3 又はレベル 4 に相当する自動運転）により旅客/貨物の運送を行

おうとする事業者等は、申請事項又は届出事項に、各営業所又は各事務所に配置する自動車の数のうち自動運行の用に供するものの数等、自動運行に係る事項を記載しなければならないこととするとともに、添付書類として、自動運行装置（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 41 条第 1 項第 20 号に規定する自動運行装置をいう。以下同じ。）に係る使用条件が記載された書類を提出しなければならないこととする。

- ② 特定自動運行により旅客/貨物の運送を行おうとする事業者等は、①に加え、添付書類として、当該特定自動運行に係る都道府県公安委員会の許可の見込みに関する書類を提出しなければならないこととする。

## (2) 特定自動運行を利用した運送の安全性の担保に係る措置等

道路運送法施行規則、自動車事故報告規則（昭和 26 年運輸省令第 104 号）、旅客自動車運送事業運輸規則、貨物自動車運送事業輸送安全規則及び国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則について以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 自家用有償旅客運送者等が、特定自動運行により旅客の運送を行う際、特定自動運行保安員を自家用有償旅客運送自動車等に乗務させ、又は、自家用有償旅客運送自動車等に必要な装置を備えた上で遠隔から特定自動運行保安員に運行の安全の確保に関する業務を行わせること等を規定する。
- ② 旅客/貨物自動車運送事業者等は、特定自動運行事業用自動車（事業用自動車のうち、旅客/貨物自動車運送事業の用に供する特定自動運行用自動車（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 75 条の 12 第 2 項第 2 号イに規定する特定自動運行用自動車をいう。）をいう。以下同じ。）の用に供する事業用自動車（以下、特定自動運行事業用自動車という。）の運行に関し、以下の措置を行わなければならないこととする。
  - (ア) 事業の遂行に十分な数の特定自動運行保安員を常時選任すること。
  - (イ) 特定自動運行保安員を特定自動運行事業用自動車に乗務させ、又は、特定自動運行事業用自動車に必要な装置を備えた上で遠隔から特定自動運行保安員にその業務を行わせること。
  - (ウ) 特定自動運行保安員に対し、酒気帯びや疾病等で安全に業務を実施することができないおそれがあるときは旅客/貨物自動車運送事業者へ申し出ること等、輸送の安全の確保のために必要な事項を遵守させること。
  - (エ) 特定自動運行保安員に対し点呼を行い、自動運行装置の設定の状況等について報告を求め、特定自動運行事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えること。
  - (オ) 特定自動運行保安員に対し、特定自動運行事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について適切な指導監督を行うこと。

等

- ③ 国土交通大臣への事故報告の対象として、特定自動運行保安員の疾病により特定自動運行自動車の運行を継続することができなくなった場合等を追加し、自動車事故報告書に自動運行に係る欄を追加するほか、所要の改正を行う。また、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に従い、事故の概要の報告方法からファクシミリ装置

を削除する。

**(3) 遠隔点呼・業務後自動点呼の実施**

旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則について、旅客/貨物自動車運送事業者が運転者又は特定自動運行保安員に対して行う点呼を、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法により行うことを可能とする改正を行う。

**Ⅲ. 今後のスケジュール（予定）**

公布：令和5年3月31日

施行：令和5年4月1日